

# 検定試験の自己評価シート

自己評価実施日: 令和 6 年 5 月 28 日

検定事業者名: 一般財団法人中央工学校生涯学習センター

検定試験名: トレース技能検定

2024/05/28中央試験委員会

## 【4段階評価の目安】

A: 達成されている B: ほぼ達成されている C: やや不十分である D: 不十分で、改善すべき点が多い

大項目	中項目	小項目			中項目別実態・課題 ・改善の方向性等	
		評価項目	実績・理由・特記事項等	評価		
I 検定試験の実施主体に関する事項	【評価の視点】 検定試験を継続的・安定的に実施するために必要な組織体制や財務基盤を有するとともに、受検者や活用户(学校・企業等)への適切な情報公開と個人情報の保護がなされていること。また、実施主体自身が、PDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業を改善していく組織となっていること。					
	① 組織・財務	1	《検定試験の目的》 ○検定試験の目的が明確であるか。	当財団は青少年及び成人に対して、実社会において必要とされる知識・技能を修得すること及び豊かな人間性を涵養することを目的として、検定を実施しているが、検定資格は、合格者の無形の財産となるばかりでなく、その学習の努力目標とし、職域にあつては、生産性向上と密接な関連性があり、学校にあつては、資格取得に向け学習意欲を増進させ、知識・技能の向上に資するとともに社会的評価の向上につながるものと考え。	A	検定試験の目的を考えながら、組織に必要な体制を維持し、継続的に改善が図られるよう努める。業務委託機関に関しては、情報の共有とともに、試験実施に関する厳正な実施に継続的に取り組んでいく。
		2	《検定事業の実施に関する組織体制》 ○検定試験の目的を達成するための組織として、検定事業実施体制(役職員体制、事務処理体制、危機管理体制、内部チェック体制等)が適切に構成されているか。	□検定事業実施体制 検定事業実施体制として、本検定は、トレース技能検定試験運営規程に基づき、「中央試験委員会」を中心として、作問は「問題作成委員会」、採点は「採点委員会」がそれぞれ職掌を分担し責務を明確にしている。事務処理体制について、日常の運営・事務処理のために事務局を置き、理事会及び中央試験委員会の決議事項を実施運営している。また、受験申し込みから結果通知の発送までの業務については、業務委託を締結した外部の委託業者が事務局に代わって業務を執り行っている。危機管理体制は、自然災害やインフルエンザ等の不測の事態に備え、業務執行マニュアルを備え、これに従った対応体制、連絡体制を整備し役割を明確にしている。内部チェック体制として、とりわけ、問題作成において、適正な問題制作のため、検定試験の各委員会内での職務分掌に基づいて内部確認を行っている。  ( ☑ 役職員体制 ☑ 事務処理体制 ☑ 危機管理体制 ☑ 内部チェック体制 )	A	
		3	《検定実施主体の財務経理情報の備え置き》 ○実施主体の財務経理情報を備えているか(検定試験を継続して実施している場合には、複数年分の財務経理情報を備えているか)。	☑備えている 規定に基づき、財務経理情報を備え置いている。(損益計算書・収支計算書・貸借対照表・財産目録)につき、年数分備えている。	A	

I 検定試験の実施主体に関する事項	① 組織・財務	4	《検定主体の財務経理の監査》 ○財務経理に関して定期的または、適宜監査を受けているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 受けている( <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査、 <input checked="" type="checkbox"/> 外部監査、 <input type="checkbox"/> その他 ) 収支予算書及び収支決算書を作成し、法人監事の監査を受け、顧問税理士のチェックを受けている。  □受けていない(理由: )	A	
		5	《検定事業以外の事業との区分》 ○検定事業とその他の事業の財務経理の区分が明確であるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 区分が明確である。 検定事業及びその他の文部科学省認定社会通信教育事業等の実施事業との財務経理を厳密に分けて処理している。 □区分を行っていない、又は、区分が明確でない。 □その他の事業を行っていない。	A	
		6	○その他の特記事項等。			
I 検定試験の実施主体に関する事項	② 情報公開、個人情報	7	《検定試験に関する情報公開》 ○受検者や活用者(学校・企業等)に対して、インターネット等を活用して、検定試験の実施主体に関する事項や、検定試験に関する情報が公開されているか。	当財団のホームページ及び実施要綱等において、実施団体に関する事項及び検定試験に関する事項を公開している。 【財団の概要】 <a href="http://chuoko-center.or.jp">http://chuoko-center.or.jp</a> 【検定試験の案内】 <a href="http://chuoko-center.or.jp/trace">http://chuoko-center.or.jp/trace</a>	A	ホームページ上で、それぞれの内容が確認しやすいように、改善を加えていく。
		8	《個人情報保護》 ○受検者の個人情報保護に関する方針やマニュアル等が整備されるなど、個人情報保護が徹底されているか。	受検者や活用者の個人情報は、個人情報保護方針を公開し、確認できる。また、全職員が、「コンプライアンスマニュアル」を遵守するよう教育に努めている。	A	
		9	○その他の特記事項等。			
I 検定試験の実施主体に関する事項	③ 事業の改善に向けた取組	10	《質の向上に向けた取組》 ○目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)というPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に検定試験の運営等を改善するとともに、自己評価シート等が公表されているか。	ホームページに検定試験の自己評価シートを公開し、また、より良い受験環境の実現のために、毎年度受験案内時にアンケートを実施し、要望、意見を収集し、検定事務局で集約し、中央試験委員会に報告している。それに伴い、次回の検定試験実施時に、改善事項を反映させている。これらのプロセスは、PDCAサイクルに基づき、次回検定実施回に反映されている。	A	
		11	《内容・手段等の見直しの体制》 ○知識・技術の発展や社会環境の変化に応じて、内容や手段等を常時見直す体制となっているか。	社会状況の変化にともなう、JIS規格の改訂等に合わせ、適切に試験内容の変更や、採点基準の見直しを行っている。	A	
		12	○その他の特記事項等。			

【評価の視点】

適正かつ公正で透明性の高い検定試験の実施体制を有するとともに、受験手続を明確にした上で目的や内容、規模等に応じた適切な取組を行っていること。

II 検定試験の実施に関する事項

① 受験手続等

① 受験手続等

13	《検定試験の概要》 ○検定試験の目的に沿って、測る知識・技能・領域(分野)、対象層(受験資格等)、試験範囲、水準等が級ごとに明確になっているか。	試験実施要綱に、受験資格、級位、専門科目(選択科目)、試験基準、問題形式等についての情報や、試験の級位を選択する上で必要となる情報を提示するとともに、常時、ホームページ上に公開している。【検定の詳細】 <a href="http://chuokoo-center.or.jp">http://chuokoo-center.or.jp</a>	A
14	《受験資格》 【受験資格を制限する試験の場合】 ○年齢や事前の講座受講の有無等によって受験資格が制限されている場合には、その合理的な理由が示されているか。	生涯学習教育の観点から、受験資格について、国籍、性別、学歴等の受験の制限を設けていない。	A
15	《受験手続・スケジュール等》 ○試験の実施規則・要項等において、受験手続・スケジュールが適切に定められるとともに、常時、見直しを行っているか。	申込手続き方法等についてはホームページ上に公開している。試験日程、申込期間については、前年度から提示している。 【試験実施日スケジュール】 <a href="http://chuoko-center.or.jp">http://chuoko-center.or.jp</a>	A
16	《問い合わせ先の設置》 ○受験者からの手続等に関する問い合わせ、試験後の問い合わせ先が設置され適切に公開されているか。	☑受験手続に関する問い合わせ窓口 問い合わせ先は、共通番号で対応するとともに、実施要綱、ホームページでも公開している。【電話番号：03-5814-1465】 ☑試験後の疑義申し立てなどの対応窓口 試験後の異議申し立ての窓口も共通番号で対応している。 【電話番号：03-5814-1465】 【お問い合わせ：03-5814-1465】 □その他( )	A
17	《受験料》 ○受験料の適正性・妥当性について点検・検証されているか。	検定試験が安定して運営できる財務状況を前提に設定しているが、受験生の主体が高校生であるため、受験料は無理なく納付できるよう配慮している。財団主催の検定試験として財務の収支に配慮している。	A
18	《障害者への配慮》 ○障害者が受験する場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮が行われているか。	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」施行前から、障害をもった方への特別な受験制度を設け、障害の内容に応じ、付添いの方の同席を認めるなどの配慮に努めている。	B
19	《多くの受験者が簡便・公平に受験できるための配慮》 ○より多くの受験者が、簡便、かつ、公平に受験できるような配慮が行われているか。	各会場ごとに責任ある監督者を依頼し、試験委員長、試験員に委嘱状を交付し、責任ある試験実施体制を構築している。	A
20	○その他の特記事項等。		
21	《作問・審査体制》 ○検定試験の目的、内容、規模等に応じて、検定試験の作問体制・審査体制が適切に構成され、運営されているか。	各委員会における会議内容を共有し、試験の目的、内容を把握し、それぞれの委員会にフィードバックし、最終的に、中央試験委員会において精査する体制が構築されている。	A

塾学校等からの受験もあるため、補助者も同席できるようにするなど、できるだけスムーズに受験できるように配慮している。今後、受験会場のバリアフリーの状況等情報の収集に努め、受験者の負担が過重にならないように努める。コロナ感染症の防止に向けた対策に関する文書を送り、感染防止対策に努めている。

②  
試験  
実施

22	<p>《情報の管理体制》 ○検定試験に関する情報管理体制が適切に構成され、情報管理対策(情報管理マニュアルの整備や担当者への研修・注意喚起など)が講じられているか。</p>	<p>試験問題等のデータの管理に関しては、アクセス制限をして、閲覧者を特定するとともに、試験問題の持ち出しを不可とし、セキュリティ対策を徹底している。試験問題の印刷及び発送業務等を委託している委託会社と「個人情報保護に関する覚書」を取り交わし、当財団の管理のもと業務を行っている。試験会場校においては、試験委員が、試験当日まで施錠管理できる場所での保管をするよう「試験執行マニュアル」に規定し、遵守するよう担当者に依頼している。</p>	A
23	<p>《各試験会場を総括する責任者の配置》 ○各試験会場を総括する責任者が配置されているか。</p>	<p>各試験会場において、委嘱された試験監督者及び試験委員の配置を行っている。</p>	A
24	<p>《試験監督業務についての共通理解》 ○試験監督業務のマニュアルが定められ、試験実施会場・機関に事前に配付されており、試験監督者等の共通理解が図られているか。</p>	<p>各試験会場において、「試験執行マニュアル」に基づき、厳正に実施されるよう、また、共通の認識が図れるよう徹底している。</p>	A
25 該	<p>《学校等が試験を実施する会場を設けている場合の公平性の確保》 【検定実施団体自らが試験を実施する会場とは別に、学校や民間教育施設等が試験を実施する会場を設けている場合】 ○検定実施団体自らが試験を実施する会場と同等の公平性が確保されているか。</p>	<p>各学校が試験会場となる場合(準会場)、試験監督者及び試験委員の氏名を確認し、委嘱状を交付することにより、責任の所在を明らかにするとともに、試験が公平に実施されるよう「試験執行マニュアル」を交付し、共通の認識が図れるようにしている。</p>	A
26	<p>《受検者の本人確認》 ○受検者の本人確認は、顔写真を添付した受検票の用意や身分証による照合など、本人確認が確実に行われるよう講じられているか。</p>	<p>学校等の受験においては、その学校に在籍する生徒・学生が受験するため、教職員である試験監督者による確認を原則としている。一般受験においては、受験票記載の内容が確認できるように免許証等の提示を義務付けている。</p>	A
27	<p>《不正行為等への対応策》 ○受検者の不正行為・迷惑行為防止に関する適切な対応策が講じられるとともに、対応マニュアルが作成され、職員や試験監督者等の共通理解が図られているか。</p>	<p>試験監督者には、事前に「試験執行マニュアル」を配布し、不正行為防止のための注意喚起を行っている。試験監督者からの問い合わせには、迅速に対応できるように体制を構築しているとともに、共通の理解・認識が図れるようにしている。</p>	A
28	<p>《天災等のトラブルへの対応》 ○試験当日、天災や交通機関の遅延等があった場合には、試験開始時刻の変更や再受検の容認など、受検機会の確保について配慮されているか。</p>	<p>「試験執行マニュアル」にもとづき、各試験監督者からの連絡を受け、各試験会場の状況に応じ、安全を最優先に対応し、受験者の不利益にならないように配慮している。</p>	A
29	<p>○その他の特記事項等。</p>	<p>コロナ禍にある現状に鑑み、試験実施においては、感染を防ぐため、感染症対策を講じるよう指示している。</p>	A
30 該	<p>《受検機会の確保》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○受検機会の設定に関して児童生徒等が不利益を被らないように、配慮がなされているか。</p>	<p>非該当</p>	-

責任の所在を明らかにし、公平性を担保している。

政府及び特定非営利活動法人全国検定振興機構策定のガイドラインを実施会場に送付して、感染症対策に万全を期するようにしている。

③  
学校  
の単  
位別

事項	※定や入試等に活用される検定試験	31 該	《検定試験と学習指導要領との関係》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○当該検定試験と学校教育との関係性(学習指導要領に基づく学校における学習との関連等)が明確に示されているか。	非該当	-
		32 該	《試験結果の公平性・安定性》 【学校の単位認定や入試等の際に活用される検定試験の場合】 ○年度ごとや、年間の回ごとでの試験結果が互いに比較可能となるよう検証されているか。	非該当	-
		33 該	○その他の特記事項等。		
		④ コンピューターを使って行う検定試験	34 該	《コンピューターを使う場合の本人確認》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○IDとパスワード等で本人確認が行われているか。	非該当
II 検定試験の実施に関する事項		35 該	《コンピューターの使いやすさ》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○テスト画面や操作方法が受検者にわかり易くなっているか。	非該当	-
		36 該	《コンピューターの安定性の確保》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○システムの冗長化、バックアップリカバリー等、試験が安定的に運用される体制を取っているか。	非該当	-
		37 該	○その他の特記事項等。		
		III 検定試験の試験問題に関する事項	【評価の視点】 検定試験の目的や内容が明確であり、知識・技能を測る手法や審査・採点の基準等が適切であること。		
① 測定内容・問題項	38	《検定試験の設計》 ○検定試験の目的に沿って、適切に知識・技能を測れるよう、設計が行われているか。	検定試験は、「建築・土木」、「機械」、「電気・電子」、「地図・版下」とし、各学校の専攻に適切に対応できるようにしている。社会で活用されるパソコンソフトの操作を行う上での基本を身につけられるよう配慮している。	A	
	39	《試験問題と測る知識・技能の関係》 ○検定試験の設計に従って、各問題項目がつくられているか。	作問においては、「問題作成委員」が、専攻科目ごと、級位ごとの出題基準に沿った作問をし、「問題作成委員会」、「中央試験委員会」の議を経て適正な試験問題の作成に努めている。	A	

事項  III 検定試験の試験問題に関する事項	目	○その他の特記事項等。				
	40					
	② 審査・採点	41	《審査・採点基準の明確さ・適切さ》 ○審査・採点の基準が明確に定められており、また、これが当該検定試験の設計と合致しているか。	各専攻科目、級位において出題された問題をもとに、当該試験の専攻、級位に応じた試験結果となっているか検討し、採点基準を定めている。これをもとに、採点は、二重の採点によるものとしており、恣意的な判断にならないよう制度設計している。	A	
		42 該	《主観的な評価における採点の公平性の確保》 【面接・論文・実技等の主観的評価の場合】 ○面接・論文・実技等の主観的評価について、マニュアルの周知やトレーニングの実施により採点基準についての共通理解が確保され、公平な採点がなされているか。	採点においては、「採点委員会」が採点基準の要点を確認し、採点表を用意している。採点は、二重の採点を経ることとされており、これによって公正な採点を行っている。	A	
		43	○その他の特記事項等。			
	③ 試験結果に基づく試験の改善	44	《試験結果に基づく試験の改善》 ○試験結果から得られるデータに基づき、検定試験の問題内容や測定手段、審査・採点基準について検証し継続的な改善を図っているか。	採点終了後、採点委員会を開催し、各採点が公正なものとなっているか検証し、その結果を中央試験委員会に報告し、再度検証を行っている。その結果をもとに次年度以降の審査・採点基準の改善等に向けた対策を継続的にやっている。	A	
		45	○その他の特記事項等。			
	④ コンピューター検定試験を使う	46 該	《コンピューターと紙の試験の公平》 【コンピューターを使って行う試験の場合】 ○通常の紙による試験と比較可能な結果が得られるような配慮がなされているか。	非該当	-	
		47 該	○その他の特記事項等。			
	<b>【評価の視点】</b> 検定試験の結果が、学習成果を示す指標として社会に適切に評価され、実際に活用されるため、検定事業者等において活用促進に向けた適切な取組を進めていること。また、受検者の継続的な学習を支援するため、検定事業者において適切な取組を進めていること。					

IV 継続的な学習支援・検定試験の活用促進

48	《検定の結果を証明する書類の発行》 ○検定の結果を証明する合格証や認定証等が発行されているか。	☑発行されている(合格証書、合格証明書の発行のほか、成績優秀者の表彰等を通し、学習意欲の向上及び普及啓蒙を図っている。)	A	企業から求められた場合にも提出しやすいことと、携行できるように複数の証明書を発行している。	
49	《受検者が獲得した知識・技能の明示》 ○受検者が獲得した又は保持している知識・技能の内容を、活用者が一見して判断し得るよう明らかにしているか。	各級の合格者に対して、名刺大の合格証書の他、A4サイズの合格証書、B5サイズの合格証明書を発行している。	A		
50	《検定試験と活用先の能力の関係》 ○当該検定試験と企業等や地域等の社会における諸活動との関係性が明確になっているか。	当検定は、近年のCADへの移行のための基礎学習として位置づけられ、企業等で使用されているCAD操作に慣れるための捷径とされている。	B		
51	《受検者の継続的な学習の参考となる情報の提供》 ○受検者に対して、試験の可否だけでなく、領域ごとの成績、合格後の学習の指針など、受検者の継続的な学習の参考になる情報が提供されているか。	高等学校の受験生には、無料で「模擬試験」を実施するなど、参考資料を積極的に公開している。学習ポイントをつかむ上でも有用であるとの評価を得ている。	A		
52	《試験問題等の公開》 ○過去の試験問題や正答、類似問題等が公開されているか(ただし、試験の性質上、公開することによって、事後の出題に影響が生じるものを除く)。	既出試験問題集として、過去の各級位ごとの試験問題の内容なレベルがわかるように積極的に公開している。	A		模擬試験を無料で実施しており、受検上の注意点を的確に把握できるように努めている。
53	《活用事例の調査・把握》 ○学校・企業・地域等での検定試験の活用事例を調査・把握しているか。	試験会場の監督者からのアンケートに基づき、それをもとにデータの集約を行い、活用事例の調査を行っている。	A		アンケートの実施により、様々な意見の集約に努めている。
54	○その他の特記事項等。				